**台湾交通部観光署**

**国外大型定期客船来台奨励助成金交付申請表**

申請日(西暦)：20 　 (yyyy)/ 　 (mm)　 (dd)

**客船会社**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会社名 |  | | |
| 責任者 |  | 電話 |  |
| 職名 |  | E-mail |  |
| 住所 |  | | |

**代理申請する海運会社（客船会社が直接申請書類を提出する場合は、この欄の記入は不要です。）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会社名 |  | | |
| 担当者 |  | 電話 |  |
| 職名 |  | E-mail |  |

**客船情報及び交付申請額**

|  |
| --- |
| 客船名：  航海地：   * 全航路の説明：   （書類添付可）   * 実際に台湾港に停泊した航路説明：（□詳細は添付通り） * 入国港Arrival Port:  入港日時(ETA)： / / ； : （年/月/日；時間） 出港日時(ETD)： / / ； : （年/月/日；時間） * 出国港Departure Port: □入国港と同様 入港日時(ETA)： / / ； : （年/月/日；時間） 出港日時(ETD)： / / ； : （年/月/日；時間） * その他途中寄港する港：□なし □あり、下記に記入してください。   寄港地名：  入港日時(ETA)： / / ； : （年/月/日；時間） 出港日時(ETD)： / / ； : （年/月/日；時間）寄港地名：  入港日時(ETA)： / / ； : （年/月/日；時間） 出港日時(ETD)： / / ； : （年/月/日；時間）  **本航海が台湾の港に停泊する時間数：（チェックを入れてください。）**  □12時間以内の場合(12時間も含む)…交付申請額は  米ドル（助成金は最高7,500米ドルまで）  □12時間を超える場合…交付申請額は 米ドル  （助成金は最高15,000米ドルまで） |
| * 但し大型客船会社の責任に起因しない事象で、台湾港に寄港出来なかった場合は、申請寄港予定日時より計算し、また寄港出来なかった原因（例天災、荒天、法定伝染病等）の証明資料を提供する。 * 交付申請額は、支出明細書の額面通りとします。（ただし、停泊時間より計算された本署同意の助成金額を超えてはなりません）。但し大型客船会社の責任に起因しない事象で、台湾港に寄港出来なかった場合は、第四条第二項により一航海で、その奨励助成金を7,500USドル以内とする。 |

**照合資料 (確認後、チェックを入れて関連書類を提出してください。)**

|  |
| --- |
| * 客船会社の領収書（原本）。 * **奨励助成金プログラム第4条第4項**に定められている助成対象項目のサンプル及び支払証明書、その他証明できる支出項目、金額、書類など。 * 旅客分析資料：乗船旅客人数、国籍、性別、年齢（区分）など含む。 * 客船会社の米ドル口座： |
| * 領収書原本の金額は、交付申請額と同じでなければなりません。 * 米ドル口座名が客船会社名と異なる場合は、書面を添付して説明してください。 * 但し大型客船会社の責任に起因しない事象で、同クルーズの寄港時間、旅客分析資料及びクルーズの資料を提供出来ない場合は、この範疇としない。 |

|  |
| --- |
| **申請機関は、以下の内容をよく読んでから署名、捺印してください。**   1. 上記各欄に記載された事項は、事実と相違ありません。また添付資料も明白に識別できるものです。 2. 申請書に記載漏れがないかを確認後、客船が台湾の港を離れてから三ヶ月以内に申請書を提出してください。所定期間内に申請をしなかった場合は、当該申請を放棄したものと見なされます。 3. 申請機関は、本署が実施する審査に必要な全ての書類を提出する義務があり、本署は申請書類を拒絶或いは受理する権利を有するものとします。   申請機関の署名/捺印： |

**以下は記入しないでください**

|  |
| --- |
| 海外事務所による審査及び評価：  □申請条件及び書類は全て規定を満たしているので、本署審査へ転送します。  □追加書類や補足説明が必要です。申請機関は所定期間内に提出してください。その後本署審査へ転送します。  □申請は受理できません。申請機関に書類を返却します。  不受理の事由：  海外事務所の署名/捺印：  日時： |
| 本署の審査結果：  □本申請に同意し、助成金を交付します。  □本申請は同意できません。不受理の事由：  本署業務機関の署名/捺印：  日時： |